

伊豆の国市商工会青年部キャラクター

ぬえ左衛門の使用承認条件

- 1 伊豆の国市商工会青年部キャラクター「ぬえ左衛門」のイラスト、写真（以下「キャラクター等」という。）は、承認された用途のみに使用すること。
- 2 キャラクター等を使用する場合は、デザイン、色彩等を忠実に再現すること。
- 3 キャラクター等は、商号、商標、ロゴ、エンブレムその他の記号と連結して使用してはならない。
- 4 キャラクターのイメージを傷つける方法で使用してはならない。また、伊豆の国市商工会、また伊豆の国市のイメージを傷つける方法で使用してはならない。
- 5 キャラクター等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。
- 6 キャラクター等を商品に使用する場合は、前項1から5までに掲げるもののほか、次の事項を厳守すること。
 - ①承認済商品の構造、品質、デザインまたは仕様を変更する場合は、あらかじめ伊豆の国市商工会青年部の承認を受けること
 - ②キャラクター等は、企業の広告または宣伝に無断で使用してはならない。ただし、放送、新聞、雑誌、ポスター等の広告媒体にキャラクター等を使用した商品自体が表示または掲載される結果として、企業の広告宣伝に表れる場合はこの限りではない
- 7 キャラクター等の使用料は無償とする
- 8 伊豆の国市商工会は伊豆の国市商工会青年部キャラクター「ぬえ左衛門」の使用が以下のいずれかに該当する場合は、使用する事ができないものとする。
 - 9 - 1
伊豆の国市商工会は伊豆の国市商工会青年部キャラクター「ぬえ左衛門」の使用が適切でないと判断したときは、当該使用に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
 - 9 - 2
差し止め等に伴う使用物件の回収費等は、使用者の負担とする。
- 10 使用者は伊豆の国市商工会青年部キャラクター「ぬえ左衛門」の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない事を承諾した上で利用すること。
- 11 使用者は上記事項を承諾した上で伊豆の国市商工会に様式第1号を提出し、承認を得たのち、使用すること。

(注)

キャラクター等に関する著作権・使用権など一切の権利は、伊豆の国市商工会に帰属します。使用する場合は、伊豆の国市商工会及び伊豆の国市商工会青年部の使用承認が必要です。

伊豆の国市商工会青年部キャラクター「ぬえ左衛門」を使った商標の無断登録は禁止します。

伊豆の国市商工会青年部キャラクター「ぬえ左衛門」デザイン等使用承認申請書

平成 年 月 日

伊豆の国市商工会 殿

郵便番号
(申請者) 住所
商号又は名称
氏名 印

伊豆の国市商工会青年部キャラクター「ぬえ左衛門」を次のとおり使用したいので申請します。
なお、使用条件に違反した場合、または、伊豆の国市商工会ならびに、伊豆の国市商工会青年部が必要と認めた場合は、使用条件の変更、あるいは承認の取り消しをうけても異議ありません。
また、当該キャラクター等を使った商標の無断登録を致しません。

記

1. 使用するもの (当てはまる箇所を○で囲んで下さい)	(1)ぬえ左衛門イラスト (2)ぬえ左衛門写真 (3)その他 ()
2. 使用目的	
3. 商品の種類	
4. 具体的な内容 (数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載して下さい)	
5. 販売場所または掲示場所 (当てはまる箇所に○をつけ販売・掲示場所を詳しくご記入下さい)	1 伊豆の国市内 2 伊豆の国市外 3 その他
4. 利用期間(掲示期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
5. 連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX メールアドレス :
6. その他	

【ぬえ左衛門に関する著作権・使用権など一切の権利は伊豆の国市商工会に帰属します】

※添付書類(下記の該当する欄にチェックを入れて下さい)

- 事前に企画書、もしくは見本となる資料 (写真や印刷原稿等)
- 企業、団体等の概要書 (パンフ等) 個人の場合はプロフィールを添付して下さい
- その他参考資料